

長 建 協 発 第 **343** 号
平成 2 5 年 1 0 月 **23** 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建築工事等設計単価の決定方法について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降の官庁営繕事業において、本来事業主が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を、予定価格に適切に反映できるように積算基準等の見直しを行っております。（別添参照）

これを受け、長崎県土木部建築課においても、国と同様、設計単価に法定福利費に相当する補正を行うこととなった旨、別添のとおり建築課長より連絡がまいておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の法定福利費相当額の補正により、国では予定価格が 1. 5 % 上昇すると試算しておりますが、工事の内容によって上昇率は変化すると思われるということです。